

# 福岡県公報

平成23年5月18日  
第3255号

## 目次

### 告示(第852号-第874号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人設立の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○指定代理納付者の指定	(税務課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11

## 公 告

○平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課)	11
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	13
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	14

## 告 示

### 福岡県告示第852号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月17日農林水産省告示第2066号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに古賀市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第853号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月7日福岡県告示第895号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第854号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑後市地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成23年5月18日から 平成23年6月15日まで	筑後市役所

福岡県告示第855号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年4月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)新宮中央駅前プロジェクト13街区 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内 (E13-2街区)	ユニクロ福岡新宮店 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内 (E13-3街区)

福岡県告示第856号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年4月26日

2 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
生鮮市場たんと中鶴店	たんと中間店

福岡県告示第857号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年4月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ユニクロ福岡新宮店  
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内（E13-3街区）

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前		変更後	
開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
午前10時	午後8時	午前9時	午後9時
（年間3日以内は午前6時～午後9時）			

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から 午後8時30分まで	午前8時30分から 午後9時30分まで （年間3日以内は午前5時から午後9時30分まで）

(3) 荷さばき施設において荷さばき作業を行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後10時まで	午前6時から午後11時まで

福岡県告示第858号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年4月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 たんと中間店  
 (2) 所在地 福岡県中間市中鶴四丁目1604番1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
建物西側	23	建物南西側	30
建物西側	35	建物西側	28
合計	58	合計	58

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ハイマート	午前9時	午後10時	午前9時	午前0時

※通常の営業時間は午前9時～午前0時であるが、年間の内10日以内（年末、年始など）は24時間営業を予定。

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午後10時30分	午前8時30分から 午前0時30分

※通常の駐車場利用可能時間は午前8時30分～午前0時30分であるが、年間の内10日以内（年末、年始など）は24時間駐車場利用可能とする。

**福岡県告示第859号**

田川郡呉土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 就任理事

氏名	住所
田中利英	田川郡香春町大字香春1203番地1

**福岡県告示第860号**

鹿毛馬土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
安藤成雄	飯塚市鹿毛馬1407番地
安藤優之	〃 〃 1820番地
白石俊二	〃 〃 855番地
渡邊春生	〃 〃 89番地
安藤善躬	〃 〃 1281番地1

梅田岩夫	飯塚市鹿毛馬260番地
渡邊保登	〃 〃 79番地
安藤富生	〃 〃 1074番地1
安藤勝義	〃 〃 1819番地2
大塚喜代隆	〃 勢田741番地
森田輝巳	〃 鹿毛馬1390番地
仲西久義	〃 〃 875番地
田齊隆志	〃 勢田703番地3
白土忠喜	〃 鹿毛馬1786番地
梅田秀俊	〃 〃 862番地
今福和彦	〃 〃 266番地1

## 2 退任監事

氏名	住所
白石記平	飯塚市鹿毛馬768番地1
梅田好孝	〃 〃 1237番地
安藤信之	〃 〃 1790番地

## 3 就任理事

氏名	住所
安藤成雄	飯塚市鹿毛馬1407番地
白石俊二	〃 〃 855番地
安藤富生	〃 〃 1074番地1
渡邊保登	〃 〃 79番地
大塚喜代隆	〃 勢田741番地
田齊隆志	〃 〃 703番地3
梅田秀俊	〃 鹿毛馬862番地

白土忠喜	飯塚市鹿毛馬1786番地
安藤清	〃 〃 1787番地1
今福和彦	〃 〃 266番地1

## 4 就任監事

氏名	住所
安藤信之	飯塚市鹿毛馬1790番地
梅田好孝	〃 〃 1237番地
仲西久義	〃 〃 875番地

## 福岡県告示第861号

佐与土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
本松隆	飯塚市佐與207番地
原田茂基	〃 〃 297番地
白土義則	〃 〃 2392番地
白石順一	〃 〃 934番地2
白石貞夫	〃 〃 2522番地4
本松弘	〃 〃 308番地
原田敏行	〃 〃 385番地

## 2 退任監事

氏名	住所
白石康則	飯塚市佐與813番地

本松俊二	飯塚市佐與190番地
白土孝行	〃 〃 2394番地

## 3 就任理事

氏名	住所
本松隆	飯塚市佐與207番地
白石貞夫	〃 〃 2522番地4
白土孝行	〃 〃 2394番地
白石順一	〃 〃 934番地2
本松弘	〃 〃 308番地
原田敏行	〃 〃 385番地
瀬尾正一	〃 鯉田2467番地8

## 4 就任監事

氏名	住所
白石康則	飯塚市佐與813番地
本松俊二	〃 〃 190番地
松田新一	〃 〃 1631番地6

## 福岡県告示第862号

宮崎土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
猿渡三郎	大牟田市大字宮崎444番地1
角忠廣	〃 〃 1291番地1

角 辰 夫	大牟田市大字宮崎1270番地
吉 田 錦 策	みやま市高田町濃施428番地
屯戸口 久 幸	大牟田市大字宮崎1144番地 2
末 藤 政 人	〃 〃 859番地
吉 田 三 俊	〃 〃 1119番地
末 藤 武 明	〃 〃 2147番地
坂 井 和 弘	〃 大字吉野1015番地
江 頭 正 次	〃 〃 1262番地 3
中河原 満	〃 大字宮崎227番地 6
荒 木 英 人	〃 大字倉永735番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
角 信 隆	大牟田市大字宮崎1246番地
坂 口 光 昭	〃 〃 947番地 1
徳 永 政 實	〃 〃 341番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
猿 渡 三 郎	大牟田市大字宮崎444番地 1
中川原 隆	〃 〃 370番地 1
角 和 明	〃 〃 576番地 1
松 藤 孝 良	〃 〃 876番地 1
角 光 洋	〃 〃 881番地 2
吉 田 錦 策	みやま市高田町濃施428番地
坂 口 俊 明	大牟田市大字宮崎948番地 1
末 藤 武 明	〃 〃 2147番地

江 頭 正 次	大牟田市大字吉野1262番地 3
松 尾 博	〃 〃 665番地
猿 渡 義 達	〃 大字宮崎528番地
濱 口 敏 光	〃 〃 143番地 2

## 4 就任監事

氏 名	住 所
坂 口 光 昭	大牟田市大字宮崎947番地 1
徳 永 傳 次	〃 〃 497番地 1
古 賀 猛	〃 大字吉野255番地 1

## 福岡県告示第863号

高田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 退任理事

氏 名	住 所
富 重 忠 行	みやま市高田町下楠田1160番地

## 2 就任理事

氏 名	住 所
坂 口 岩 次郎	みやま市高田町上楠田3037番地

## 福岡県告示第864号

道海島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
海田善五	大川市大字道海島665番地
吉田節夫	〃 〃 698番地1
諸富誠	〃 〃 401番地
池松英	〃 〃 189番地
樺島正彦	〃 〃 668番地

## 2 退任監事

氏名	住所
海田孝重	大川市大字道海島693番地3
海田和博	〃 〃 499番地

## 3 就任理事

氏名	住所
海田善五	大川市大字道海島665番地
吉田節夫	〃 〃 698番地1
樺島正彦	〃 〃 668番地
池松英	〃 〃 189番地
白濱隆	〃 〃 448番地

## 4 就任監事

氏名	住所
海田和博	大川市大字道海島499番地
吉田正隆	〃 〃 558番地

## 福岡県告示第865号

犀川東部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
岩村誠	京都郡みやこ町犀川木山1178番地18
黒瀬信敏	〃 〃 犀川久富1694番地2
林尚	〃 〃 彦徳635番地2
林洋一	〃 〃 犀川続命院290番地1
山下峯夫	〃 〃 犀川花熊1219番地
山田峰生	〃 〃 犀川古川671番地3

## 2 退任監事

氏名	住所
小畑隆司	京都郡みやこ町犀川久富1932番地
山本隆司	〃 〃 犀川末江363番地

## 3 就任理事

氏名	住所
黒瀬信敏	京都郡みやこ町犀川久富1694番地2
中野文彦	〃 〃 犀川末江806番地
林尚	〃 〃 彦徳635番地2
林洋一	〃 〃 犀川続命院290番地1
山下峯夫	〃 〃 犀川花熊1219番地
山田政直	〃 〃 犀川古川564番地2
吉田良隆	〃 〃 犀川木山1177番地14

## 4 就任監事

氏名	住所
小畑隆司	京都郡みやこ町犀川久富1932番地
熊谷孝二	〃 〃 犀川花熊235番地

**福岡県告示第866号**

豊前中部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
義間一彦	豊前市大字大西389番
山口知治	〃 大字山内479番地1
有吉光宏	〃 大字才尾240番地
前野昌則	〃 大字薬師寺736番地
宮崎徳雄	〃 大字山内1536番地
生田聰一郎	〃 大字大西224番地
青木恒治	〃 〃 935番地
井浦繁男	〃 大字塔田115番地2
我毛美年	〃 大字野田420番地1
上田操	〃 大字荒堀329番地

## 2 退任監事

氏名	住所
岸本義廣	豊前市大字山内775番地1
青木正行	〃 大字大西949番地1

## 3 就任理事

氏名	住所
義間一彦	豊前市大字大西389番
山口知治	〃 大字山内479番地1

有吉光宏	豊前市大字才尾240番地
前野昌則	〃 大字薬師寺736番地
宮崎徳雄	〃 大字山内1536番地
生田聰一郎	〃 大字大西224番地
青木恒治	〃 〃 935番地
井浦繁男	〃 大字塔田115番地2
我毛美年	〃 大字野田420番地1
上田操	〃 大字荒堀329番地

## 4 就任監事

氏名	住所
尾澤孔績	豊前市大字荒堀363番地1
鳥井田年彦	〃 大字大西377番地

**福岡県告示第867号**

大村・青畑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
井上清治	豊前市大字大村842番地1

## 2 退任監事

氏名	住所
後小路洋男	豊前市大字大村1815番地

## 3 就任理事

氏名	住所
----	----



湖上茂樹	豊前市大字大村860番地
------	--------------

## 4 就任監事

氏名	住所
川崎信彦	豊前市大字大村1853番地

**福岡県告示第868号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成23年4月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人グリフォンスポーツクラブ

## (2) 代表者の氏名

茂見 栄伸

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原561番地クレセント603号

## (4) 定款に記載された目的

子どもたちに対して、スポーツ活動の場や自然体験活動の場を提供する事業等を行い、子どもたちの健全な育成に寄与することを目的とする。また、地域にスポーツの振興を図り、豊かな人間性の育成を目的とする。

**福岡県告示第869号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成23年4月21日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人Bambitz

## (2) 代表者の氏名

花田 亜弥

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目9番25号アバンダント84 820号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、若年齢者やひとり親家庭、経済的に困難な状況にある住民に対して、就職支援とそれに伴う環境整備、情報や教育の提供、精神的な癒しに関する事業を行い、就職者の拡充、育児ストレスや経済・精神的苦悩の緩和に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第870号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成23年4月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人八女福島文芸座

- (2) 代表者の氏名  
近藤 ムツ子
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県八女市本町17番地2
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、八女地域の住民に対して、文化、文芸を中心とするまちづくりの振興に関する事業を行い、地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第871号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成23年4月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人宗像里山の会

- (2) 代表者の氏名  
中里 亜夫
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県宗像市朝野232番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、宗像市の荒廃した山林原野に対して、繁殖する孟宗竹の伐採、密植した立木の間伐、立木にまきついた葛の撤去、植林地の下草刈、伐採跡地の植林など荒廃した山林を整備する事業を行い、山林に保水力を持たせ安定した水を河川に供給することに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第872号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

- (1) 名称  
ヤフー株式会社
- (2) 所在地  
東京都港区赤坂9丁目7番1号

2 指定した日

平成23年4月1日

3 指定期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

4 対象となる歳入

平成23年度定期自動車税  
ふるさと寄附金

**福岡県告示第873号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規程に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

久留米	県道	上高橋野町線	前	三井郡大刀洗町大字山隈1484番20先から 朝倉市筑前町原地蔵2155番1先まで	9.2 ～ 16.2	93.0
			後	三井郡大刀洗町大字山隈1484番20先から 朝倉市筑前町原地蔵2155番1先まで	10.6 ～ 17.2	
久留米	県道	安武本國分線	前	久留米市津福今町328番1先から 久留米市津福今町257番26先まで	5.4 ～ 6.0	84.8
			後	久留米市津福今町328番1先から 久留米市津福今町257番26先まで	5.8 ～ 10.3	
久留米	県道	豊田北野線	前	久留米市太郎原町391番1先から 久留米市山川神代3丁目2355番1先まで	6.1 ～ 18.0	939.2
			後	久留米市太郎原町391番1先から 久留米市山川神代3丁目2355番1先まで	7.0 ～ 20.0	
南筑後	県道	勝立三川線	前	大牟田市萩尾町1丁目118番2先から 大牟田市萩尾町1丁目446番2先まで	5.8 ～ 32.0	515.0
			後	大牟田市萩尾町1丁目118番2先から 大牟田市萩尾町1丁目446番2先まで	5.8 ～ 32.0	

**福岡県告示第874号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規程に基づき、次の道路の供用を平成23年5月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	猪野篠栗線	糟屋郡久山町大字久原1174番1先から 糟屋郡久山町大字久原1938番3先まで
福岡	志須免恵線	糟屋郡須恵町大字旅石52番1先から 糟屋郡須恵町大字旅石52番3先まで
福岡	小竹下府線	糟屋郡新宮町大字上府1265番5先から 糟屋郡新宮町下府2丁目1264番6先まで
久留米	上高橋野町線	三井郡大刀洗町大字山隈1484番20先から 朝倉市筑前町原地蔵2155番1先まで
久留米	安武本國分線	久留米市津福今町328番1先から 久留米市津福今町257番26先まで
久留米	北川内草野線	久留米市草野町吉木2730番1先から 久留米市草野町吉木2730番2先まで
久留米	豊田北野線	久留米市太郎原町306番1先から 久留米市山川神代3丁目2356番2先まで
南筑後	勝立三川線	大牟田市萩尾町1丁目365番1先から 大牟田市萩尾町1丁目443番3先まで

**公 告**

**公告**

平成23年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

ただし、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

- ア 18歳未満の者
- イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第6条の2の規定により準用する第4条の7で定めるもの
- ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

## 2 試験

### (1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

#### ア 筆記試験

- (ア) 毒物及び劇物に関する法規
- (イ) 基礎化学
- (ウ) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

#### イ 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

### (2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成23年8月2日（火曜日） 10時00分～12時00分	福岡市南区玉川町22番1号 第一薬科大学

## 3 受験手続及び受付期間

### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部、受験票1部及び写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4.5cm×ヨコ3.5cmのもの）1枚並びに受験申込手数料10,500円を添えて、県内に居住又は勤務する受験者にあつては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市、大牟田市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センターをいう。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にあつては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願書等の用紙は、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願書等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合（県外に居住及び勤務する者に限る。）には、必ず書留郵便にすること。

### (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成23年6月15日（水曜日）から同年6月24日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあっては、午前9時から午後5時まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成23年6月24日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成23年9月2日（金曜日）午前9時に薬務課、県保健福祉（環境）事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

## 5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して80

円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ナノ金属組織解析システム 1式

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

#### (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年6月3日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ナノ金属組織解析システム 1式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年1月31日（火曜日）

(4) 納入場所

北九州市八幡西区則松3丁目6-1

福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査

申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA
05	04	理化学精密機器	AA
05	05	医療機器	AA
05	06	計測機器	AA
05	10	光学機器・DPE	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 現地確認を行ったうえで、納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を、福岡県工業技術センター機械電子研究所に平成23年6月14（火曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成23年5月18日（水曜日）から平成23年6月14日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター調達班

(2) 受領期限

持参する場合は平成23年6月27日（月曜日）午後4時00分

郵送する場合は平成23年6月24日（金曜日）

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成23年6月28日（火曜日）午前11時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がないもの、または日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ



と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Nano Metallographic Analysis System 1set
- (2) Delivery period : By January 31,2012
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute,3-6-1 Norimatsu,Yahatanishi-ku,Kitakyushu City  
807-0831, Japan  
Tel 093-691-0260
- (4) Time Limit for Tender  
4:00 PM on June 27, 2011
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs  
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,  
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Tel 092-643-3092